

令和6年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年1月26日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊿早退)			
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ☒ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ☒ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 山口 康明 ○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	参 事 今野 貴光	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
17 番 柿 山 享		19 番 佐 々 木 龍 二	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年1月の農業委員会総会を開催いたします。今年初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。本日の欠席は、農業委員8番太田委員、12番久保委員、推進委員2番大久保委員、3番岩木委員、9番百枝委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

1月1日に発生しました、能登半島地震により被災されました皆様に対しまして、お悔やみ、お見舞いを申し上げます。このことにつきましては、長崎県農業会議から農業委員会組織による義援金の募集がっております。後ほどの協議事項で詳しくご説明いたします。

先週1月19日に県内の農業委員会会長、事務局長会議、研修会が長崎市で開催され、吉原会長と出席いたしました。この中で、本年度の農業者年金及び全国農業新聞の取り組み状況が報告されました。農業者年金加入者、全国農業新聞購読者いずれも、県内低調のようでございます。本市におきましては、全国農業新聞の令和5年度目標部数122部に対しまして、現在の購読数が120部となっております。引き続き購読者の確保につきまして、ご協力をお願いいたします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、1月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。今日は大変寒い中、そしてお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。今局長からご挨拶がありましたようなこと、重複するのは大変失礼かと思いますが、能登半島の大規模地震で多くの方がお亡くなりになられ、大変多くの方が大変な災害と戦っておられます。一日も早く回復されるよう私達も願っております。能登半島というところの中での沢山の方が、4年前に旅行に行かれた方もおられると思います。輪島の朝市通り、輪島の漆塗り工房、能登の千枚田とか、つい先ほど見た所があんなに滅茶苦茶になるって、本当に地球は生きており、どこでああいう災害が起きるのか分からないのだなとつくづく思いました。これも報告事項で、17日佐賀県の吉野ヶ里町農業委員会から14名の方が本市の農業委員会活動を視察においでになられましたので、その対応をいたしました。地域計画の策定ということで限られた委員会事務局のスタッフで取り組んでおられますので、視察はご遠慮お願いするところであったのですが、コロナで一旦お引き受けしておいてお断りしたということもあって、今回受け入れをさせていただきました。本当に松浦とよく似た環境の中でやっておられました。経営規模も松浦とあまり変わらないような所で、ほとんどの方が交通の便が良い所ですから、勤めをなさった後に定年後の農業経営をなされている方が多くおられました。田んぼが以前は300万円していて資産的価値もあったようですが、今は吉野ヶ里町も反当り50万円というのが相場ということで、中々後継者もいなくて、家でする人のところに土地を使ってくださいということで経営規模が拡大しているようなところでした。一人だけJRの職員さんを退職なされて農園を経営なさっていて野菜を100種類作っておられるとい

うことで、直売所も経営、それからレストランも3カ所経営しておられる、本当に素晴らしい経営者もおられて、その紹介もされました。

19日の県の会長会議も長崎であった訳ですが、この中で松浦市の農業委員会が地域計画策定の先進事例として発表をするということになって、局長が発表なされました。本当に素晴らしい資料も事務局で作っておられて、本当に長崎県内の各市町の農業委員会、それから県農業会議、県職員の方、本当に松浦市の取り組みを素晴らしいと質問もたくさんあって、それに適切な答弁、指導をなさっておられました。本当に誇りに思いました。私その中で一つだけ勘違いしたことがあって、言ったらそしたら余りなくていいねってなったらいけません、実は地域計画策定については農業委員会がメインになってやる仕事だと思っていたんです。だから皆さんに一生懸命これに参集を呼び掛けてしっかり協力して地域計画を策定しましょうと、あと1年と4カ月しかありませんから、そういった呼び掛けをしていた訳です。これです、ね、資料を見てみますと真っ先に農林課って書いてあるんですよね。そして農業委員会だったかな。素案作りが農業委員会のメインの仕事だそうです。でも後1年2カ月で地域計画を策定しなければなりませんので、メインの農林課さんにも地区の会がある時には農嘱さんに是非ご協力をお願いしていただいて、各地区には地域の放送設備がありますので、それで呼び掛けたら参集される方がもっと増えてくるんじゃないかと思いましたので、農林課さんの方に局長から働きかけていただくということをお願いしております。決して、では農業委員会はもういいんですよね、ではなくて是非とも両方、農林課さんと協力し合って、折角ここまでできましたから、あと14ヶ月、それに間に合うように頑張っていきましょう。それと農業者年金の件、農業新聞の件もあります。先ほどのお話のとおり、最後の3月までに農業者年金も農業新聞もしなければいけません、カウントされるのは2月いっぱいまで契約した分が松浦市の5年度分実績になりますので、3月はカウントされませんから、あとこれから2月いっぱいまでに購読者を少しでも増やしていただくようご協力をお願い申し上げましてご挨拶に代えたいと思います。それでは議事に入ります。

議長

議事録署名人の指名を行います。17番柿山委員、19番佐々木委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地移動適正化あっせん事業方向からについては、先月の総会において推進委員8番鈴立委員、9番百枝委員にあっせん委員会をお願いしております。現在のあっせんの状況について報告をお願いします。

推進委員

推進委員8番鈴立です。百枝委員が主に進めておられますが、これにつきましては、対象農地の隣地の作付けをされている方にお話しを持っていきましたら、その方も70歳で面積を増やそうとは思っておられないみたいで、新たに買収される方を探していきたいと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございました。鈴立委員、百枝委員引き続きよろしくお願いいたします。

 続きまして1 ページ農地法第1 8 条第6 項の規定による通知（合意解約）から3 ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 各種報告を説明いたします。農地法第1 8 条第6 項の規定による通知（合意解約）についてでございます。7 件でございます。

1 件目の貸人、御厨町高野免の 氏と借人、 氏の分は、貸人、 氏の都合による解約です。2 件目の今福町木場免の 氏、借人、 氏の分は、借人、 氏が高齢により耕作できないことによる解約です。3 件目、貸人、 氏、借人、長崎県農業振興公社の分は、この農地は元々がA t o B の契約が、先月の総会時のB の借人都合の解約になっておりまして、 氏と公社との契約のみ継続していたものが、今回解約となったものです。4 件目、貸人、 氏と県振興公社、5 件目の貸人、県振興公社と借人、 氏の分は、借人、 氏が高齢により規模縮小するとのことで解約するものです。6 件目、貸人、 氏、借人、県振興公社、7 件目の貸人、県振興公社と借人、 氏の分は、貸人、 氏が契約期間の短縮を申し出され、双方で話し合いをされたところ、全て解約するとされたものです。

議案は2 ページをお願いします。農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出、相続については、2 件でございます。

1 件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は志佐町里免字原福連 番から調川町松山田免字パニヤ 番までの田2 9 筆、畑7 筆の計3 6 筆、合計面積は1 6, 9 1 7. 9 1 m²です。被相続人、 氏は令和5 年9 月1 日に亡くなられてまして、相続人から令和5 年1 2 月1 3 日に相続登記が完了したということで、1 2 月2 7 日に届出があり、同日受け付けております。2 件目です。被相続人は、 氏、相続人は 氏です。農地の表示は志佐町白浜免字春田 番から同地字小黒汐 番までの田1 筆、畑2 筆の計3 筆、合計面積は2, 3 9 6 m²です。被相続人、 氏は令和3 年8 月1 7 日に亡くなられてまして、相続人から、令和5 年1 2 月2 6 日に相続登記が完了したということで、令和6 年1 月1 1 日に届出があり、同日受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和5年12月分

条項	譲渡人(貸 人)	譲受人(借 人)	転 用 目 的	申 請 面 積	処 理 状 況
5			一般個人住宅	675 m ²	R6.1.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	1	317 ㎡		317 ㎡
計		1	317 ㎡		317 ㎡

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
5条	一般個人住宅	1	353 ㎡		353 ㎡
	進入路	1	144 ㎡		144 ㎡
計		2	497 ㎡		497 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		11	11,934 ㎡	9,085 ㎡	21,019 ㎡
	賃貸借	6	5,268 ㎡	7,486 ㎡	12,754 ㎡
	使用貸借	5	6,666 ㎡	1,599 ㎡	8,265 ㎡
計		11	11,934 ㎡	9,085 ㎡	21,019 ㎡

承認関係

内 容	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	2	1,804 ㎡	5,231 ㎡	7,035 ㎡
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	1	621 ㎡		621 ㎡
松浦市農地賃借料情報の公表について				

報告は以上でございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。

続きまして、議事に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。説明をさせていただく前に議案第1号と第2号に関連している点がございますので、簡単に説明させていただきます。24ページの地籍図をご覧ください。中央に■■番■、■、■の土地がございましたが、これらは農地の転用のために■■番という一筆の農地から3筆に分筆がなされております。このうちの■■番■と■が議案第2号の農地転用の申請、残りの■■番■が議案第1号の所有権移転の許可申請となっています。土地の所有者は3筆とも■■氏。議案第1号の農地の購入者は■■氏です。議案第2号の住宅の建築者は■■氏の娘夫妻という関係がございまして、これら全ての関係者は親戚関係に当たるという状況です。以上のような状況を踏まえまして、議案第1号の説明をさせていただきます。

譲渡人は、今福町東免■■番地、■■氏で、譲受人は、今福町北免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。申請地は、今福町東免字東上■■■■■■■■■■、田317㎡です。申請の事由は、経営規模拡大のため売買により所有権を移転するものです。■■氏は昨年5月から今福町北免の農地を借りてジャガイモを栽培するなど、農業に精力的に取り組まれております。同氏の経営面積は18,881㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。なお、売買価格が100万円で高額ではないかなと疑問に思われるかもしれません。これは、冒頭に申し上げましたが、議案第1号、第2号の関係者が親類ということで、農地の売買価格を決める際に転用する農地もまとめてお話がされた結果、転用する二筆の農地が250万円、残地の田の売買価格が100万円というお話し合いで決まった価格だそうです。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について地元委員さんご意見を伺いたいと思います。農業委員7番武部委員お願いいたします。

農業委員 農業委員7番武部です。今事務局から詳しく説明がありましたので、余り話すことはないという状況なんですけど、結局親類同士の関係ですから、話し合い検討し合いながら決めているということで、特に問題ないんじゃないかと思います。もっと話せと言われたら話しますけど。同じことを言ってもね。

議 長 ありがとうございます。地元委員からのご意見がございましたが、各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長

なければ、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することいたします。

続きまして6ページ、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

関係資料を22ページ以降に掲載しております。事件番号1、2は関連しますのでまとめて説明いたします。事件番号1です。譲渡人は、今福町東免番地、氏で、譲受人は、佐賀県唐津市原、氏です。申請地は、今福町東字東上、田353㎡です。農地区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。用途区分は第1種住居地域となっております。転用の目的は、一般個人住宅の建築です。利用計画等については後もってご説明いたします。

次に事件番号2です。譲渡人は、今福町東免番地、氏で、譲受人は、佐賀県唐津市原、氏で持分が3分の1、今福町東免番地、氏で持分が3分の2です。申請地は、今福町東字東上、田144㎡です。農地区分は、事件番号1と同様に第3種農地です。転用目的は、住宅への進入路として利用するものです。土地利用計画については25ページの配置図をご覧ください。造成のため60cm程度の盛土をして整地をする計画です。盛土に関しましては、市民生活課と土地開発協議が完了しており問題ありません。配置関係は、図面に表示されているとおりです。排水関係は、住宅の雨水は集水桝を介して北側の道路側溝へ放流。污水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に道路側溝へ放流されます。進入路の雨水は自然流下です。なお、北側の道路は市道ですが、こちらに関しましては、市の建設課と排水管接続に関する協議を行っておりますので、こちらの手続きに問題はありません。また、近隣の営農に関して、隣接する農地が一筆ありますが、こちらは先ほど申し上げた議案第1号であるとおりの耕作者が決まっておりますので、こちらにも問題ありません。最後に、住宅ローン保証会社の事前審査結果によりまして資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進められると考えております。

以上、2件につきましてご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番及び2番については関連がございますので、現地を確認された委員さんのご意見を一括してお願いします。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員

農業委員17番柿山です。1月19日に松本委員、武部委員の3名で現地確認を行いました。先ほど説明がありましたとおり、雨水排水の件、また農地の隣接につきましても何ら問題ないと思います。しかしながら、進入路を見ますと、位置図で見ても分かりますとおり市道よりも緑色の進入路があり

ますが、こんなに広い進入路はいなかったんじゃないかと思いましたが、関係ないことかなと思いましたが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員のご意見についても一括してお願いします。農業委員 7 番武部委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 7 番武部です。こういう分筆というのは、決定するかどうかというのが問題で、これやり直しになると登記が済んでいるんです。だいたいは決まってから登記しないと中途半端にすると、ああしてこうしてと色々変わるんですよ。変わった時に費用が掛かるんですよ。私も登記のことは色々やっています。だからお金が掛かるということです。これを見た時に、角取りはどうなっているんですかと言いました。だから片方であれば角取りはやっとかんといかんと。だからそういう風な状況ということで、やり直しが利かないということです。親類同士だから決めてあるということですよ。だから私も言いようがない訳ですよ。そういう状況です。事務局からの説明があったのと同じです。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 1 番及び 2 番について一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。
続きまして、7 ページ議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和 6 年 1 月 2 9 日としております。8 ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が 1 件、賃貸借新規分 5 件、使用貸借再設定分が 3 件、使用貸借新規分 2 件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 3 号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、公告予定を令和 6 年 1 月 2 9 日といたします。

続きまして 9 ページ、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案は 1 0 ページから 1 4 ページにかけて、2 件の促進計画となっております。1 件目は A to B で公社が貸し付ける分でございます。2 件目は、使用貸借でございます。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。

続きまして 1 8 ページ、議案第 5 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 議案第 5 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号 1 です。申出人は松浦市御厨町中野免 番地、 氏です。土地の所在は、御厨町北平免字清水 、台帳上の現況地目は田 6 2 1 m²です。ちょうど御厨の 商会さんという会社の裏側にある所でした。申出人によりますと、4 0 年以上前から耕作しておらず原野化しているとのことでした。現地確認は、事務局と濱崎推進委員さんで行いました。申出地は市道白浜中野線の道路の道下、いわゆる崖地と言いますか、そういった所にありました。台帳が田ですが、現況はむしろ傾斜地という印象でした。近くにおられた方にお話を聞いたところ、ずいぶん前に地すべりがあったと話されました。スライドのとおり明らかに山林化していることを確認いたしました。現地確認の結果としまして、既に農地の形状ではなく営農の見込みもないことから申し出は原野ということでございましたが、調査の結果、「山林」として非農地とすることが妥当であると考えております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今事務局からの説明が終わりました。それでは現地確認された委員さんのご意見ををお願いします。推進委員 5 番濱崎委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 5 番濱崎です。19 日に現場確認に行きました。スライドと見たとおりと、事務局からの説明があったとおりです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。ただ今現地確認委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 5 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

続きまして 6 ページ、議案第 6 号松浦市農地賃借料情報の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 6 号松浦市農地賃借料情報の公表について説明いたします。
農地法第 5 2 条に基づき、農業委員会は、農地の利用状況等の情報について提供することとなっており、毎年この時期に農地の賃借料についてホームページで公表しております。議案 20、21 ページに令和 5 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借契約の 10 a 当たりの賃料を集計して掲載しています。集計する際に、賃料が特別な事情で極端に高額だったり、逆に低額なものもあることから、上から 3 割、下から 3 割を差し引いた残りの中間部分の賃貸借料のデータを使いまして、用途ごと地区別に分類して賃料の平均額、最高額、最低額を算出しております。また、物納につきましては金銭に換算しております。例えば米 60 kg 当たり 11,200 円で換算しております。内容につきましては以上になりますので、よろしくお願いいたします。今回の金額は賃料を決める際の一つの参考にはなるかかもしれませんが、地域の賃料の状況や農地の状態等にもよりますので、農地の出し手と借り手の間で決めていただくことになります。以上、この内容で公表してよいかご審議お願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 6 号松浦市農地賃借料情報の公表については、農地法第 52 条に基づき、松浦市のホームページに公表いたします。

 以上を持ちまして本日の付議事項については全て審査決定いたしました。続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日は協議いただきたいことが 1 件と事務局からの事務連絡が数点ございます。

- ・「能登半島地震の義援金協力依頼（県から）について」
- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「農業者年金加入者目標の達成と推進について」
- ・「農地バンクによる貸し借りについて」
- ・「活動記録簿の提出のお願いについて」

議 長 以上をもちまして、1 月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、2 月 27 日火曜日（13 時 30 分～ 場所 市民ホール）といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 35 分

